

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 12 日

可児市長 富田 成輝

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

可児市全域（農業振興地域の指定区域全域。但し、二野地区は除く。）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 5 経営体

個人 5 経営体

営農組合（任意組織） 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の集積・集約や耕作放棄地の抑止を進めるうえで農地中間管理事業は有効な手段であるため、積極的に活用していく。

農業従事者の高齢化や後継者不足の状況から、今後、経営転換（リタイア）する人も益々増加すると考えられる。数限られた中心経営体の収容力も考慮しながら、農業をリタイア・経営転換する人に対して農地中間管理事業を紹介しながらマッチングを図っていく。

6. 地域農業の将来のあり方

- ▶ 中心となる担い手へ農地の集積・集約を進めることを柱とし、非主食用米への転作や 6 次産業化を組み合わせながら、経営基盤の安定化を図る。
- ▶ 一方で、個人間で利用権設定や作業受託がされるなど、中心となる担い手以外にも耕作されている実態もあるので、それも維持していく。
- ▶ 農業者の高齢化・後継者不足が進むなか、新たな担い手となる新規就農者の確保に努める。